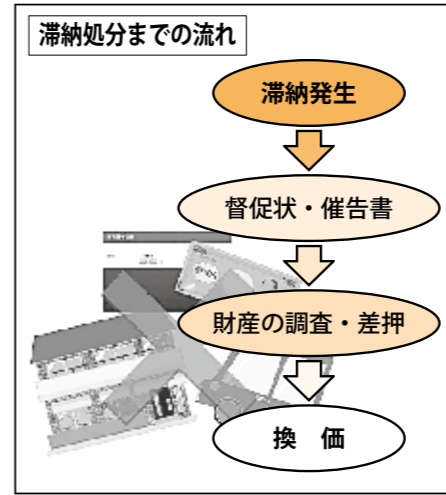


納め忘れはありませんか？

11月・12月は「滞納整理強化月間」です。

川根本町と県内すべての市町及び静岡県では、税の公平・公正を確保するため11月と12月を「滞納整理強化月間」として連携をおこない徴収対策を強化していきます。

本町でも、催告をしても納めていただけない滞納者に対し、預貯金、給与等の各種の差押をはじめとする滞納処分に取り組んでいます。



納付がまだの方は、金融機関または役場本庁及び総合支所で早目に納付してください。納付が困難なときは、まず役場税務住民課へご相談ください。

【問】税務住民課 ☎(56)22223

滞納するまでにできること、いろいろあります！

◎納付が困難な場合はまず相談を！

現在、「税金を滞納している方」、「生活困難や事業不振などにより今後不安を感じる方」は、早目に納税相談にお越しください。特に今年は新型コロナウイルスの影響により、収入に相当の減少がある場合には、「徴収猶予の特例制度」により、1年間の徴収の猶予を受けることができます。

◎便利な口座振替のご利用を！

町税などの口座振替は、利用者の指定した口座から自動的に振替納付ができる制度です。納付の度に役場や金融機関に出掛ける手間が省けるだけでなく、納め忘れることや、現金を持ち歩く必要がないので安心です。口座振替を希望の方は、役場税務住民課、総合支所窓口又は町内金融機関にある口座振替納付依頼書に必要事項を記入し、届出印を押印の上、提出してください。

◎徴収猶予の特例制度について

新型コロナウイルスの影響により、次の要件をすべて満たす場合には1年間、町税の猶予を受けることができます。

対象は令和2年2月1日(令和2年2月納期分)～令和3年2月1日(令和3年1月納期分*)に納期限が到来するほぼ全ての町税です。

(特例制度を受ける要件)

- ・令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ・一時に納付することが困難であること。

(※) 令和2年9月4日の法律の一部改正により、従来の令和3年1月31日から変更になりました。

税務住民課 税務室 ☎(56)22223

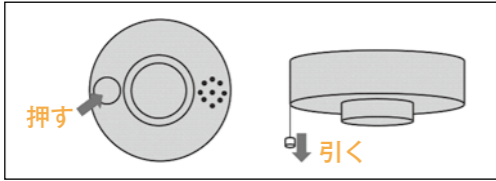
住宅用火災警報器の交換時期が来ていませんか？

住宅用火災警報器の交換目安は10年です！

住宅防火対策として、住宅用火災警報器の設置義務化から10年以上が経過したことから、定期的な点検を行うとともに、経年劣化した住宅用火災警報器等については、新たに取替えるようお願いします。

◆住宅用火災警報器の作動点検方法

- (1) 点検ボタン(警報停止、点検、テスト等の記載のあり)を押すか、本体横から垂れている紐(またはリング状の引き紐)を引いてください。
- (2) 正常であれば、警報音やテスト音が鳴ったり、表示灯が点灯します。



火災警報器の作動点検方法

出典：静岡市消防局ホームページより

※警報音等のテスト音や表示灯の点灯は自然に止まります。

(3) 点検ボタンを押す等の点検動作を行っても作動しない場合、次のことが考えられます。(今一度、取扱説明書をご確認ください。)

- ① 電池切れや電池がしっかりとセットされていない
- ② 機器本体の故障(センサー不良等)

◆安心・安全のために

住宅用火災警報器を設置していない方へ

◎住宅用火災警報器を設置することは義務です

建物火災による死者のうち、住宅火災における死者が約9割を占めています。そのうち、約5割の方は逃げ遅れにより亡くなっています。また、高齢者の住宅火災の死者に占める割合が増えています。

これらの逃げ遅れによる死者をなくそうと、消防法の一部が改正され、新築住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅にあっては、平成21年6月1日から設置が義務となっています。



天井に取り付けるタイプの火災警報器



壁に取り付けるタイプの火災警報器

出典：静岡市消防局ホームページより

◎住宅用火災警報器にはメンテナンスが必要ですが

住宅用火災警報器はただ取り付けられただけのものではありません。

住宅用火災警報器の感知部分にホコリなどがつくと、火災ではないのに警報が鳴ったりする(非火災報)恐れがあります。定期的に汚れやほこりをふき取るなどして、きれいな状態を保つようにしてください。

詳細は、町ホームページまたは静岡市消防局のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

■川根本町 総務課 自治防災室

ホームページURL: <http://www.town.kawanehon.shizuoka.jp/soshiki/soumu/zichibosai/8598.html>

■静岡市消防局 消防部 予防課

ホームページURL: https://www.city.shizuoka.lg.jp/630_000268.html

総務課 自治防災室 ☎(56)22220

毎月1回地元で古くから伝わる民話を「語り」紹介します。是非聞きにきてください。

1. 開催日時 令和2年11月15日(第三日曜日) 1回目 11:00~ / 2回目 13:30~
2. 開催場所 茶茗館
3. 語り手 澤井初美・奥野恵美子・勝川邦子
(語り手は都合により変更する場合があります。)



中川根語り部の会「話楽座」(事務局/ 藺田はる ☎(56)0374)

◇11月のお買得品◇ やまびこジャパン 新ダイワチェーンソー特価キャンペーン! ☆☆☆☆☆



※ 廉価商品は対象外です ※

農機具の購入・修理・改造など、お気軽にご相談下さい。地域のお店だからこそ、丁寧に・迅速に対応致します。 **前田 機材** 川根本町上長尾795-1 Tel・Fax 56-0006 IP 050-3363-2252